

長期使用製品安全表示制度が始まりました!

～ 製品の長期使用に伴う経年劣化事故の防止 ～

～電気用品安全法技術基準省令の改正～

平成21年4月1日から施行

製品の長期使用による重大事故を防ぐため、経年劣化による事故が多く発生している製品について、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示がされます。

< 表示制度の対象製品 * 1 >

扇風機

エアコン

換気扇

洗濯機²

ブラウン管テレビ

計5品目

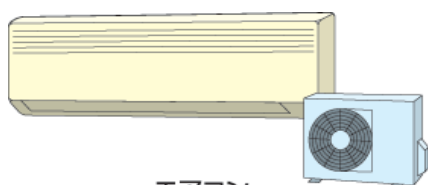
- 1 平成21年4月以降に製造又は輸入された製品に対して表示がされています。
- 2 具体的には、洗濯機(乾燥装置を有するものを除く。)及び脱水機(洗濯機と一体になっているものに限る。)が対象製品となります。



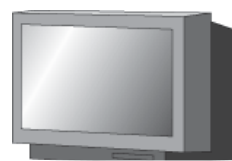
扇風機



換気扇



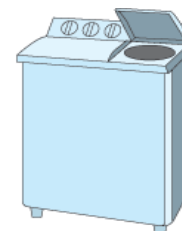
エアコン



ブラウン管テレビ



全自動洗濯機



2槽式洗濯機

< 表示イメージ >



【製造年】 20XX年
 【設計上の標準使用期間】 年
 設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

設計上の標準使用期間

設計上の標準使用期間とは、右のような使用条件の下で使用した場合に安全に使用することができる期間。詳しくはメーカーに問い合わせてください。

扇風機の標準使用条件の例

環境条件	電圧	単相 100V 又は単相 200V	
	周波数	50 Hz 及び / 又は 60 Hz	
	温度	30	
	湿度	65 %	
	設置	標準設置	
負荷条件	定格負荷 (風速)		
想定時間など	扇風機 (壁掛け扇, 天井旋回扇を含む。)	運転時間	8 h / 日
		運転回数	5 回 / 日
		運転日数	110 日 / 年
		スイッチ操作回数	550 回 / 年
		首振運転の割合	100 %